



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信
 2020年8月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

家賃支援給付金に関するお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料など）の負担を軽減することを目的とした給付金です。

- ◆対象者
 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月から12月において次のいずれかに当てはまる方
 - ◇いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ◇連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

◆給付額
 法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給。
 申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額の6倍）

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

※経済産業省ホームページより

ご不明な点などあれば当事務所までお問い合わせください！

（山本 記）

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日：8月13日（木）～8月16日（日）

